

地方公共団体、経済団体からの意見聴取方法（案）

1. 意見聴取の対象

- ・北海道と沖縄県を除く 45 都府県、14 政令市
- ・東北～九州のブロック経済連合会、日本経団連
- ・北海道と沖縄県を除く都府県商工会議所連合会、ブロック商工会議所連合会、日本商工会議所

2. 意見聴取の方法

- ・前提として、重複なし、道州制とは直接には関係しない旨、言明
- ・広域地方計画区域検討案〔現状区分及びパターン 1～パターン 3〕を提示
- ・都府県及び政令市については、自都府県・政令市の属する圏域の区割について、現状区分及びパターン 1～パターン 3 を評価した上で、いずれを適切と考えるかを回答してもらう
- ・経済団体については、現状区分及びパターン 1～パターン 3 を評価した上で、いずれを適切と考えるかを回答してもらう
- ・いずれについても適切ではないとする場合には、これ以外の適切と考える具体的な区割案をその理由を付して回答してもらう

3. 意見聴取のスケジュール

- ・第 6 回圏域部会後、速やかに発送し、3 月末回収
- ・4 月に開催予定の第 7 回圏域部会にて意見回収結果を報告